

様式第十号(第百八十九条関係)

(表 面)

第百五十八条 被保険者又は被保険者であった者が、第四十九条第二項の規定により、報告を命ぜられ、正当な理由がなくてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなくて答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、三十万円以下の罰金に処する。

船 員 保 険 検 査 証

(法第四十九条第二項関係)



官職又は職名
氏 名

(年 月 日生)

(裏面)

第 号 令和 年 月 日交付 厚生労働大臣、 地方厚生局長又 は地方厚生支局 長印	船員保険法(抄) (診療録の提示等) 第四十九条 (第一項省略) 2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、療養の給付又は入院 時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪 問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受 けた被保険者又は被保険者であった者に対し、当該保険給付に係る 診療、調剤又は指定訪問看護(健康保険法第八十八条第一項に規定す る指定訪問看護をいう。以下同じ。)の内容に関し、報告を命じ、又 は当該職員に質問させることができる。 (第三項及び第四項省略)
---	--

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。